

光市医師会報

昭和48年5月発行

No.10



長い希望は、

短い驚歎よりも甘美である

(ジャン・パウル)

光 市 医 師 会

光市医師会定時総会

昭和48年度事業計画決定

○ 4月21日(土)室積町簡易保養センターに於て昭和48年度定時総会が開催された。出席会員33名(内委任状提出者9名)会長開会を宣言し挨拶の後物故会員近藤美之先生の霊に黙祷を捧げた後提案議案の審議にはいった。

※ 会長挨拶要旨

本日昭和48年度定時総会を開催するに当り一言御挨拶申し上げます。天候不良にも拘らず多数御参加をいただき厚く御礼申し上げます。昨年度を振り返ってみますと地域医療活動の実践の面において、特に離島出張診療の件について種々問題がありましたが、幸い盧潤模先生の着任により円満に解決致しました事は誠に御同慶に堪えませぬ。永年に亘り御協力をいただいた会員の皆様の御苦勞に対し深く謝意を表するものであります。最近医療の需要は増々増大し、且福祉社会への指向政策の拡大に伴ない自治体における地域医療の諸事業も増加の傾向にあります。之に伴ない医師会に求められる問題も種々多岐に亘ることと思ひます。之等に協力致します事は医師会の性格より考えまして己志を得ざるものがあり社会的責任の一端かと存する次第であります。本日昭和48年度の事業計画について提案致しますが宜しく御審議の程を御願ひいたします。

※ 議 事

昭和47年度事業報告、昭和47年度収支決算報告を提案承認された後、次いで昭和48年度事業計画案、収支予算案が一括提案された。審議の結果全員異議なく可決され昭和48年度の事業計画要綱は次の通

り決定した。

1. 医の倫理の高揚について
2. 会員の福祉増進について
 - (1) 会員の家族及び従業員の運動会の開催
 - (2) 光市医師会表彰、互助規則の一部改正
3. 会員の研修強化について
 - (1) 研修用機具の整備
 - (2) 部会活動の推進
4. 地域医療活動の実践強化について
 - (1) 老人検診要領、予防接種実施要領の作成
 - (2) 学校医、産業医活動の推進
 - (3) 休日及び救急医療業務の態勢強化

※ 次いで表彰、互助規則の一部改正の件が可決、午後5時総会の議事全部を終了した。引続き午後5時半より松岡市長外多数の來賓出席、会員と共に盛大な懇親会が開催され午後8時終宴した。

昭和48年度収支予算

収 入	昭和48年度予算
1. 会 費	396,000
2. 納 税 助 成 費	450,000
3. 生命保険手数料	300,000
4. 簡易保険手数料	150,000
5. 医師会事業補助金	600,000
6. 雑 収 入	150,000
7. 借 入 金	
8. 前年度繰越金	600,000
合 計	2,646,000

支 出	昭和48年度予算
1. 庶務費 庶務	100,000
給料	72,000
旅費	29,000
通信費	30,000
会報	180,000
(小計)	411,000
2. 交際費	30,000
3. 研究費	190,000
4. 総会費	500,000
5. 役員会費	160,000
6. 部会費	100,000
7. 福利厚生費	350,000
8. 互助費	0
9. 広告費	35,000
10. 三師会費	45,000
11. 医師会館費	150,000
12. 雑支出	100,000
13. 予備費	575,000
14. 借入金返済	
15. 繰越金	
合 計	2,646,000

医師会月間行事

※4月7日(土) 医師会館移転

※4月10日(火) 於医師会館。午後7時30分。

○ 協議事項 定時総会開催について。

○ 報告事項 (1)医師会長会議開催。(2)徳山医師会の産業医活動。(3)医業調査について。医師会看板の件。

※4月18日(水) 周南地区港湾衛生管理運営協議会。於徳山港湾合同庁舎。林会長出席

※4月21日(土) 光市医師会昭和48年度定時総会。於簡易保養センター 午後3時

※4月24日(火) 於医師会館。午後7時30

分。

○ 協議事項 (1)会員の開業申出について (2)県裁定委員の補欠選出について。(3)学童の検尿について。(4)医師賠償責任保険について。

○ 報告事項 (1)学校医委託料について。(2)市立保育園医委託料について。(3)牛島診療に対する光市長の礼状について。(4)海浜救護所の開設の件。(5)徳山保険所内における結核検診日の増設について。(6)諸会の開催(定例代議員会、県医互助会支部長会議)(7)郡市医師会長会議報告。

※4月26日 適正配置委員会。中村国雄先生開業申出の件。書類持廻り審議により委員会開催の代行とす。

(地域医療)

(1)予防接種実施規則

一部改正要旨

(昭和48年4月1日付改正)

予防接種実施規則第15条1項並びに同条3項を次のように改正する。

規則第15条1項

ジフテリアの第1期の予防接種は、ジフテリアトキソイドを3週から8週間までの間隔をおいて3回皮下に注射するものとし接種量は、毎回0.5ccとする。

規則第15条3項

ジフテリア及び百日せきについて同時に行なう第1期の予防接種は、百日せきジフテリア混合ワクチンを3週から8週間までの間隔をおいて3回皮下に注射するものとし、接種量は、各回0.5ccとする。ただし同時に破傷風の予防接種を受ける旨の申出があったものについては、百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用することができる。

(上記改正理由については、通知がありしだ

い、別途連絡します。)

(2) 契約書 (予防接種)

予防接種法第5条、第6条及び第6条の2の規定に基づく予防接種及び光市の勧奨により実施する予防接種ならびに結核予防法第13条第3項の規定に基づく予防接種(通勤、通学等のため当該市町村の住民でないものに接種する場合を含む。以下「予防接種」という。)の業務に関し、光市長松岡満壽男(以下「甲」という。)と光市医師会長林孝之(以下「乙」という。)とは、次のとおり仮契約(以下「契約」という。)を締結する。

第1条 甲は、事前の健康診断など予防接種実施上の必要事項を定めるにあたっては、乙と協議してその同意を得るものとする。

2 乙は、予防接種の業務が円滑に遂行されるように医学的見地から甲に協力するものとする。

第2条 甲は、前条第1項により定められたところに従い、実施すべき予防接種業務のうち、医師のなすべき行為について、これを乙に委託するものとし、乙は光市医師会の会員である医師(以下「丙」という。)に担当させるものとする。

第3条 丙は、前条により担当を受けた業務を乙の計画指導に基づき遂行するものとする。

第4条 甲は、前条の委託について乙に対し報酬として1回(2時間まで)4,500円を支払うものとする。

第5条 甲は、予防接種業務に従事中に丙が蒙った公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害保償に関する条例(昭和42年条例第34号)を準用するものとする。

第6条 予防接種の業務を実施中に生じた事故については、甲がその処理にあたるものとする。

2 甲は、接種に関して被接種者に損失が生じたときは、接種を担当した丙の故意過失にかかわらず補償その他の措置を講じるものとする。ただし、丙の故意または重過失による事故である場合には甲は丙に対して求償権を保有するものとする。

3 前項の事故が接種に担当した丙の責に帰さない事由により生じたにもかかわらず、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を蒙った場合またはその恐れのある場合には、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

第7条 甲は、法第6条の2にかかわらず予防接種について所要の措置を講じなければならない。

第8条 この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもってその都度協議するものとする。

第9条 この契約の発効は、昭和48年4月1日からとし、契約当事者のいずれか一方から更新の申出があったときは、両者協議の上更新するものとする。

第10条 この契約は、第4条に定める報酬額に対する予算決議後本契約に移行するものとする。

この契約を証として本書式通を作成し、双方署名押印し各壹通を所持する。

昭和48年3月5日

甲 光市長 松岡満壽男

乙 社団法人光医師会
会長 林孝之

(3) 契約書 (学校医)

光市立小、中学校医の業務委託について光市長松岡満壽男を「甲」とし、社団法人光市医師会長林孝之を「乙」として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第23条の規定に基づき学校医の業務を乙に委託する。

第2条 甲は、学校医の委嘱については、乙の推せんによりこれを行なう。

第3条 甲は、乙に対して第1条の業務委託のため、次の表に掲げる方法により算定した委託料を支払うものとする。

(1) 校医（眼科及び耳鼻科を除く）

区分	算定額
基本額	1校毎に年額 40,000 円
人員割額	5月1日現在の児童生徒数に35円を乗じた額

(2) 眼科及び耳鼻科医

区分	算定額
基本額	小、中学校毎に年額 4,000 円 兼務校については小中学校毎に1校年額 14,000円
人員割額	5月1日現在の児童生徒数に35円を乗じた額

第4条 昭和49年4月入発予定の幼児に対する就学時の健康診断については、診断を受けた幼児1人当り300円とする。

ただし、その額が4,500円未満の場合4,500円とする。

第5条 児童、生徒の健康診断の方法および

技術的基準ならびに検査の項目については規則第1条、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

第6条 臨時の健康診断については、規則第8条の規定を準用する。この場合の委託料は第3条の規定にかかわらず出務1回につき、2,500円を支払うものとする。

第7条 児童、生徒に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種についての委託料は光市の行なう予防接種の委託料に準ずるものとする。

第8条 その他必要な事項が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

第9条 この契約の期限は、昭和48年4月1日から昭和49年3月31日までとする。上記契約を証するため、本書2通を作成し記名捺印のうえ各自その1通を保持するものとする。

昭和48年4月1日

甲 光市長 松岡満壽男

乙 社団法人光市医師会
会長 林孝之

(4) 契約書 (保育園医)

光市立保育園の園医業務委託について、光市長松岡満壽男を「甲」とし、社団法人光市医師会長林孝之を「乙」として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、光市立保育園児の健康管理について、次の事項を乙に委託する。

- (1) 年2回（春、秋）健康診断の実施
- (2) 法定伝染病、ならびに届出伝染病の予防接種の実施
- (3) その他園児の健康管理上必要な事項についての助言と指導

第2条 甲は、園医の委嘱については乙の推せんによりこれを行なう。

第3条 甲は乙に対して第1条の業務委託のため、次の委託料を支払うものとする。

区 分	算 定 額	
基 本 給	年額 40,000 円	1 施設ごとに
人 員 割 額	5 月 1 日 現 在 の 園 児 1 人 当 り 35 円	
出 務 手 当	1 回 に つ き 4.5 00 円	第 1 条 第 2 項 の 予 防 接 種 時
看 護 婦 出 務 手 当	1 回 に つ き 50 0 円	同 上

第4条 その他必要な事項が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

第5条 この契約の期間は、昭和48年4月1日から昭和49年3月31日までとする。上記契約を証するため、本書2通を作成し、記名捺印のうえ各自その1通を保持するものとする。

昭和48年4月1日

甲 光市長 松岡満壽男

乙 社団法人光医師会
会 長 林 孝 之

(5)海 浜 救 護

光 商 観 第 28 号
昭和 48 年 4 月 17 日

光 医 師 会 長 殿

光市長 松岡満壽男

新緑の候、貴医師会におかれましては益々

御繁栄の事と推察いたします。平素より市の予防、医療行政に対しては、格段の御協力を賜わり又海水浴場救護所開設の際にも心よく出務していただき深く感謝いたしております。

先般行なわれた連絡協議会において、海水浴場における救護所に出務する件については医師でなくても看護婦で充分ではないかとの御発言がございましたので、種々検討の結果本年は一応日赤看護婦及び市の保健婦によって救護所の開設をいたしたいと思っております、今後ともよろしく御協力くださるようお願いいたします。

(6)徳山保健所における 結核診日の増設について

対 象	新
1. 結核患者家族	毎週火曜日 9時から11時まで
2. 要検診患者 (医療不明、 要観察者)	

(医 学 研 究)

日本麻酔学会総会に出席して 富 恵 哲

開業すると学会に出るのが面倒になるが、今年は、岡山で開催されるので土、日の2日間、新しい空気を吸う積りで、出掛けてみた。最近麻酔学にも遠去かっているので、臨床に関係の深い演題を選んで、聞くことにした。

パネル「ICUに於ける患者の治療と管理」は、汽車の都合で最後のみ拝聴。ICUに心筋硬塞の患者を収容の可否を云々した文献を読んだが、矢張り、十分な設備、スタッフを持ったICUには、絶対収容すべきである事を痛感する。心疾患の患者から「ICUの建物に入ると落ち着きます」と云う言葉を、良

く聞かされるとの、パネリストの話で、W先生の喘息を、思い出した次第である。

昼休みを利用して、機械の展示場へ足を運ぶ。ハリ麻酔に関係のある場所は、人が集っている。私もハリ麻酔器、附属用品を見るのが、学会出席の目的であったので、ゆっくり説明を聞き、カタログを頂いて置く。種々改良され、立派になった麻酔器の数々に、只、目を見はるだけ。開業医の私には、高嶺の花である。

午後は、第2会場の講演を聞く為、名園の一つ、後楽園を、ブラブラ横切って出掛ける。

兵頭教授が座長で、ハリ麻酔の講演を、拝聴、会員の関心も高いのであろうか、会場は殆んど満員であった。中国式 麻酔の経験、

の実験的検討、基礎的研究等の発表が行なわれた。何れも中国製針麻酔器を用い、70～80パーセントのアナルゲジアを得たとの報告であった。脳、顔面、頭部の手術が多い様であり、開腹手術には、成功例が少い様であった。何れの演者も、ハリ麻酔のメカニズムの解明に、懸命の様に見受けられる。

ついで、ペインクリニックの、講演を拝聴。興味があったのは、「突発性難聴に対する星状神経筋ブロックの効果」で、試みるべき方法であるかと考えられる。

翌日は、第2会場で、麻酔剤、麻酔法の演題発表を聞く。生理学的な話が入って来るので、分り難い点が多い。京大稲本教授の「NLA、エーテル麻酔法の使用価値について」の発表は、興味が持てる。その昔、随分使用したエーテルが又、注目されてきたとは。私も帰ったら、早速行なって見度いものと思った次第である。

再び、第1会場へ、巡回バスで引返し、「前投薬」の講演を聞く。私自身、最近は、前投薬について、おざなりになり勝ちである

が、手術前の不安感に対して、矢張り心すべき事であると考える。

午後、第2会場で、岩月教授の特別講演、「NLAの検討」を拝聴。早くからNLAに就いて、発表されて居られた教授から何う話に、一入、感銘を受ける。

汽車の時間も、迫って来たので、会場を出て、天満屋で行なわれている麻酔の先達、華岡青洲展を覗いてみる。当時使用した手術機械を眺め、青洲の偉業に改めて感嘆する。

開業医の悲しさ、患者を放って置けず、学会を十分に聞く事が出来なかったが、2日間の収穫は、有った様に考える。研究に情熱を燃している若い方々に負けぬ様に、明日から本を読んで行こうと考え乍ら、汽車に乗った次第である。

以上

④の患者

T. T. 生

- (1) 潰瘍性大腸炎(軽症)の老婆
- 老婆 先生三日間も下痢止めの薬をのんでも治らん。風邪から来る腹下しがあるというじゃないですか。わしのはそれに違いない。その分の薬をつかさんせ。それで治らんのじゃ。
 - 医師 ?
- (2) 腰痛症の老婆
- 老婆 腰が痛くてのりかみが出来難いと云うので、テトロドトキシン+VB₁の注射をしておいたところが翌日やって来て曰く、もう一ヶ月近くあっちこっちの病院にかかっつたが昨日の注射一発で治った。これやったら先生神経痛、リウマチ専門にゃんなはれ、ほれあの整形外科とかいいうの

がおまっしゃろ。絶対はやると思うわ。そう
しなはれ。

○ 医師 ?

(3) 高血圧、動脈硬化、腎硬化症の老人
○ 尿に蛋白が出るし、最低血圧が0に近い
ので、レントゲンや心電図をとる様にいく
らすすめても、いやわしゃ血圧が高いだけ
で心臓も何ともありゃせんから、そねえな
ものはやらんでもええと頑として応じな
かったものが一部負担を窓口で払わなくて
よくなった途端に、いやあわしゃあまだ下
松（共同大葬場）に行きとうはないからど
んどん検査でも何でもやってもらって早よ
うしてもらわにゃ。早速今日からでもどう
でしゃろ。

○ 医師 ?

あとがき

医師会の最重要行事である定時総会も無事
終了して本年度の医師会活動の大綱も決定し
た。青葉若葉の香をはこぶ薫風と共にまばゆ
いばかりの五月晴れが続く快適の候となる。

これからいよいよ医師会の諸活動も始まる。
薫風によって本年度もところよい活動が続く
ことを祈る。

風五月少年憎きまで育ち

木 子



発行所	光市小周防 1633 の 2 林医院内 光市医師会 TEL 0833 (91) -0519
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社

新消化性潰瘍・胃炎治療剤

クローケール錠[®]

(アルミニウムジヒドロオキシアラントイネード製剤)

アラントインの優れた抗潰瘍作用！



沢井製薬株式会社

本社 大阪市旭区赤川町1-10
研究所・東工場 大阪市旭区赤川町1-28
支店 東京都中野区中央1丁目28-8

PLACENTA - SAUERBRUCH
新しいタイプの胃・十二指腸潰瘍治療剤



健保適用

ザウエルプラセンタ[®]注



特長 二重盲検法で立証された効果・著しい組織修復作用 内視鏡により確認された治療効果
包装 2ml × 5 Amp
薬価 480.00円
適応症 胃・十二指腸潰瘍



発売元 **北陸製薬株式会社**

製造元 福井県勝山市立川町一丁目3-14
(支店・東京・福岡・札幌・高松・出張所・山形・松江・山口)
PROF. SAUERBRUCH-PRAPARATE BOTTGER K. G. BERLIN WEST

山口銀行

光支店 島田市支店 室積支店

動脈硬化性諸疾患の治療に
優れた作用を持った新薬を開発！

脂質代謝改善剤

コレキサミン[®]錠

[2, 2, 6, 6-Tetrakis (Nicotinoyloxymethyl)cyclohexanol]
一般名 (I.N.N.) : ニコモール (Nicomol)

YHO
Cholexamin



キョーリン薬品

東京都千代田区神田駿河台 2 - 5